

中間評価シート

基本施策1	地域包括ケアの仕組みづくり	資料2
すべての人を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まいを基盤とした医療、介護、予防、生活支援といった重要な構成要素を強化し、公的・専門的な相談支援機関と地域における支えあいが連携・協働した包括的かつ継続的な相談支援体制を整備するため、5つの視点から施策を推進する。		
施策の方向性（1）	包括的相談支援体制の構築	
目指す姿	●地域住民だけでは自ら解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に受け止め、関係機関等と連携・協働して適切な支援につなぐ場が整っています。 ●複合的な生活課題を抱えるケースに対して、関係機関等が積極的に連携するチームによる個別支援により、包括的な課題解決が図られています。	
主な取組・事業	①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備／②相談支援包括化のための多機関連携強化／③包括的・継続的マネジメント支援の推進／④ソーシャルワーク機能の向上／⑤アウトリーチ（地域に向く支援活動）による支援の充実	

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

令和2年度の社会福祉法改正により、包括的な支援体制の構築を目指す「重層的支援体制整備事業」が創設され、本区においても令和6年度からの実施に向け移行準備事業（令和3年度～5年度）に取り組んでいる。 住民の身近な地域において包括的に相談を受け止める場として、福祉保健部管理課・生活支援課の京橋図書館跡地への移転を契機とした「福祉総合相談窓口（仮称）」の令和6年4月開設に向け、運営体制の検討や関係機関との協議を進めてきた。あわせて、令和4年度に地域福祉コーディネーター兼生活支援コーディネーターを1名増員、区全域と各地域ごとにコーディネーターを配置し、アウトリーチの拠点である「ちょこっと相談会」を各地域で開催する等アウトリーチの強化を図っている。 また、複雑化・複合化する課題に対応するため、令和2年度より福祉保健部の相談支援に関わる各部署に相談支援包括化推進員を順次配置し（令和5年4月現在14名配置）、庁内連携体制の強化を図るとともに、困難事例のケース検討を行った。そのほか、要保護児童等対策協議会や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議においても、関係機関との情報共有や連携強化を図っている。あわせて、相談を受けた職員が、多様化する課題を的確に把握し、適切な支援につなげることができるよう、ソーシャルワーク機能向上研修（年2回）を実施し、分野横断的な知識力、アセスメント力の向上を図るほか、オンライン等も活用したケアマネジャー研修や資質向上型地域ケア会議の開催により、ケアマネジメント力の向上に努めた。
--

2 所管課による事業の評価

各地域において包括的な相談を受けられる場の整備を検討していたものの、新たな場所の確保が困難であること等を理由に具体的な協議に至っていなかったが、京橋図書館の移転を契機に、令和6年度の整備に向けた協議を進めることができた。また、アウトリーチの拠点として活用している「ちょこっと相談会」を、令和3年度から日本橋地域でも開催し、気軽に相談できる環境を整えることができた結果、多様な相談が寄せられるようになっていく。また、困難事例には研修等による職員のスキル向上や各会議体の活用による関係機関間の連携強化により対応ができていく。
--

3 課題

住民が身近な地域で相談できる体制を構築する必要があることから、京橋地域以外における「福祉総合相談窓口（仮称）」の整備に向けた検討が必要である。また、多様化する地域住民の課題に対応するためには、福祉保健部だけでなく他分野の部署との連携も必要となるほか、相談を受ける職員等が相談者・世帯の課題を的確に把握し、適切なサービスにつなげることが求められる。地域住民の課題が深刻化する前に、各支援機関につなげることも重要であり、地域住民による緩やかな見守りは欠かせず、地域住民から地域福祉コーディネーターに気軽に相談が寄せられる関係性を構築していく必要がある。
--

4 今後の方向性

本庁舎に開設予定の「福祉総合相談窓口（仮称）」は自立相談支援機関との一体的な実施を見据え検討を進めており、生活困窮に限らず多様な困りごとを受け止める場とするとともに、京橋地域以外についても地域ごとの特性を踏まえ、整備方法等を検討していく。今後も増加が見込まれる複合化した課題に対応できるよう、各会議体の活用により各機関の情報共有、連携強化を図るとともに、研修の実施等により各窓口におけるソーシャルワーク機能の向上に努める。あわせて、地域福祉コーディネーターの認知度を上げ、地域住民の気付きを支援につなぐ体制を構築する。

5 推進委員会による評価・意見等

--

施策の方向性（2）	健康づくりの推進	資料2
目指す姿	●すべての人が健康について関心を持ち、健康診査の受診やライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組んでいます。 ●区民一人一人が健全な食生活を実践するとともに、自ら歯科検診の受診や口腔機能の維持・向上に取り組み、いきいきとした生活を送っています。 ●誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、区に関わるあらゆる人々の生きづらさが軽減されています。	
主な取組・事業	①生涯を通じた健康づくりの推進／②介護予防・日常生活支援総合事業の充実／③ライフステージに応じた食育の推進／④歯と口の健康づくりの推進／⑤こころの健康づくりの推進	

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

健康寿命の延伸に向け、特定健康診査データ等の分析により健康課題を把握し、データヘルス計画に基づいて生活習慣病重症化予防等に取り組んでいるほか、特定健康診査等の受診勧奨ハガキの送付により受診率の向上（R2年度31%→R4年度33.9%）を図っている。また、生活習慣病予防教室・講演会の開催やウォーキングマップを配布することで、健康への関心を高めた。あわせて、高齢者が身近な場所で健康づくりに取り組むことができるよう、元気応援サポーター等を中心に区独自の介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（粋トレ）」の周知を図るとともに、社会参加の機会にもなる「高齢者通いの場」（R5年4月現在18団体）の立ち上げ支援を行っている。 また、食育の推進では、「食べよう野菜350（サン・ゴー・マル）運動」、「共食推進運動」、「嚙ミング30（サンマル）運動」の強化月間に、テレビ広報等を活用して健全な食生活への意識向上を図っている。保育園、小中学校においても、子どもの食への興味・関心を高めるとともに、保護者等に対する食育の推進にも努め、生涯を通じて自立した食生活が実践できるよう取り組んでいる。あわせて、生涯にわたる口腔機能の育成と維持を目的に、産前産後、成人・高齢者歯科健診や乳幼児歯科相談を実施するとともに、8020達成者、よい歯のすこやか家族を表彰し、区民の意識啓発を図っている。こころの健康づくりでは、専門医や保健師による精神保健福祉相談を実施しているほか、ゲートキーパー養成講座の開催により、自殺の実態について正しく理解し、必要に応じて専門の相談員につなぐことができる人材を養成する等、自殺対策計画に掲げている「生きづらさの軽減」を推進している。

2 所管課による事業の評価

新型コロナウイルス感染症の影響による健診の受診控えが想定されたことから、令和3年度に受診勧奨ハガキの送付対象を拡充し、以降受診率は微増している。また、生活習慣病予防としてウォーキングマップを窓口だけでなく、関連事業でも配布するとともに、個人が自宅で取り組める「自宅で粋トレ！」を実施し、ノベルティの配布等により区民のモチベーションの向上につなげた。また、ホームページ「食育ガイド」には、食育情報や料理作りの実践促進のためのレシピ動画を掲載する等、コロナ禍でも区民が主体的に健康づくりに取り組めるような工夫をしながら事業を実施した。

3 課題

各種健診受診率向上のため、健診キャンペーンを実施したが、若年層や未受診者へのアプローチが十分とはいえない。また、コロナ禍による外出機会の減少に伴い、高齢者の介護予防に向けた取組の重要性が高まっている。 健全な食生活の実践や生涯にわたる口腔機能維持に向けた各種普及啓発事業は、成果がすぐに出るものではないことから、継続的な取組が必要である。本区においては自殺者数の顕著な増加はないものの、令和3年より女性の自殺者数が男性を上回っており、年代やライフステージ、それぞれの背景に寄り添った支援や、社会情勢の変化を踏まえ、相談支援につながらないケースや潜在的なニーズに対して適切な支援につなげることが求められている。

4 今後の方向性

集客の多い区イベントやSNS等を活用して幅広い年代に食と健康に関する情報発信の強化や各種健診の受診を促していく。さらに、令和6年度から開始する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、高齢者通いの場での保健師等による介護・フレイル予防活動、国民健康保険データベースの分析管理による個別アプローチ等、高齢者の健康増進の取組を充実していく。また、第二次自殺対策計画（令和6年度施行）に基づき、女性への支援を重点施策として実施するとともに、身近な人の悩みに気付き、適切な支援につなぐゲートキーパーの周知・養成を行っていく。
--

5 推進委員会による評価・意見等

--

中間評価シート

施策の方向性（３）	在宅療養支援の推進
目指す姿	●在宅療養が必要になったときから看取りまで必要な医療および介護が提供され、在宅療養者やその家族が身近な地域で適切なサービス等の支援を受けています。 ●認知症の早期発見・対応および相談体制が整い、また、認知症に関する地域の理解が深まり、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりが進んでいます。
主な取組・事業	①在宅医療・介護連携の推進／②在宅療養生活を支えるサービスの充実／③認知症施策の推進／④医療的ケア児者の支援／⑤難病・がん患者の支援／⑥在宅療養の普及・啓発

1 事業の実施状況と成果(令和２年度～５年度)

<p>在宅療養生活の継続や適切なサービス提供に向け、医師、訪問看護師等及びケアマネジャー、介護サービス従事者を対象とした在宅療養研修を区全域(1回)及び日常生活圏域ごと(5回)に実施し、在宅療養に必要な知識の向上、多職種連携強化を図ったほか、地区医師会等との連携による病床の確保(3病院)や介護者の疲労時にも利用できる医療ニーズの高い要介護高齢者向けの緊急ショートステイサービスの提供等を継続的に実施し、在宅療養者が安心して療養に専念できる環境を整備することができている。あわせて、食事・マッサージ共通券(令和4年度より共通化)等の配布や一定時間医療的ケア等を代替する在宅レスパイト事業(R2年度9人→R4年度23人利用)の充実等により、介護者の負担軽減にも努めた。</p> <p>また、認知症の疑いがある高齢者への認知症初期集中支援チームの訪問や、オンラインによる認知症サポーター養成講座の開催等により、認知症の方の早期発見や本人・その家族をサポートする環境づくりを進めている。</p> <p>さらに、医療的ケア児等支援連携部会を年2回開催し、医療的ケアが必要な方の実態や状況把握に努め、関係部署の連携強化を図るとともに、医療的ケア児コーディネーターの配置(R2年度4名→R4年度8名)、都立東部療育センター・聖路加国際病院等との連携などによる支援体制づくりを進めている。</p> <p>難病患者に対しては、福祉手当の支給を行っているほか、令和2年度から事業を開始したがん患者へのウィッグ・胸部補整具購入費の助成(R2年度29件→R4年度63件)等により、経済的負担の軽減に寄与できた。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅療養や認知症に関する普及啓発事業の規模縮小等を余儀なくされたものの、オンラインの活用や人数を制限して複数回開催する等の工夫をしながら実施した。特に認知症サポーター数はオンラインの活用により大幅に増加し(R2年度16,756人→R4年度19,094人)、地域での認知症に対する理解が進んでいる。在宅療養支援研修は身近な地域で事例検討を行うことで、人数制限等をしたが、顔の見える関係を作ることができた。また、おとしより相談センターでの相談・支援の過程で、認知症が疑われる方を受診につなげることもできている。</p>

3 課題

<p>医療・介護関係者の連携・情報共有については、令和3年度からICT(タブレット端末)を活用した情報連携の取組への支援を行っており、引き続き、顔の見える関係づくりを推進していく必要がある。また、認知症の早期発見・早期支援に向け、初期集中支援チームの訪問につなぐ迅速な対応が必要である。あわせて、医療的ケア児(者)への支援として、保育、教育、医療等関係者による連携強化や、医療的ケア児コーディネーターを活用した本人・家族への適切な支援が求められている。</p>
--

4 今後の方向性

<p>在宅療養を支える体制として、引き続き、ICTによる情報共有や圏域ごとの交流・事例検討を充実し、医療・介護の顔の見える関係づくりを進めるとともに、コロナ禍で講演会に変更していた在宅療養支援シンポジウムを再開し、在宅療養への理解を深める。認知症の早期発見・支援に向けては、おとしより相談センターの訪問活動を進めるほか、医師会等の協力による体制の確保、キャラバン・メイトの活用による認知症サポーター養成講座の開催拡大を図る。また、医療的ケア児については、コーディネーターの役割の明確化・活用方法を検討するとともに、保育園に専用保育室の整備をする等、保育ニーズにも対応できるサービスの充実を図っていく。</p>
--

5 推進委員会による評価・意見等

--

施策の方向性（４）	生活支援サービスの充実
目指す姿	●すべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、身近な地域で多様な生活支援サービスを利用しています。
主な取組・事業	①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備／②地域福祉コーディネーター(CSW)による地域活動の支援／③多様な主体による生活支援サービスの充実／④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化／⑤地域ケア会議の活用

1 事業の実施状況と成果(令和２年度～５年度)

<p>高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備を担う生活支援コーディネーターを区全域に1名(地域福祉コーディネーターと兼務)、日常生活圏域ごとに1名ずつ配置し(令和2年度1名増員)、中央区全域を対象とした第1層協議体(地域支えあいづくり協議体)において生活支援に取り組む関連機関の連携強化を図るとともに、日常生活圏域ごとに設置している第2層協議体(支えあいのまちづくり協議体)において地域特性を生かした地域資源の開発や支えあいの仕組みづくりを推進している。</p> <p>あわせて、地域福祉コーディネーターによる地域活動の立ち上げに向けた相談支援や、勝どきダイルーム、多世代交流スペース「はまる一む」(令和3年度開設)を拠点とした地域活動の支援を行うとともに、地域活動団体同士、地域活動の担い手同士のネットワーク化にも取り組んでいる。</p> <p>さらに、虹のサービスやファミリー・サポート・センター事業、暮らしの困りごとサポートにより、子育て家庭や高齢者等の日常的な困りごとを住民同士による支えあいにより解決できる環境づくりを推進している。</p> <p>また、区内社会福祉法人が連携して取り組む地域公益活動として例年「ボッチャ体験・福祉ちょこっと相談会」「福祉体験合宿」を実施していたが、令和3年度からは、コロナ禍におけるつながりづくりの取組として「おたよりでつなぐ”まごころ”プロジェクト」を実施し、子ども・高齢者・障害者が手紙を通じて交流を図ることができている。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>生活支援コーディネーター(地域福祉コーディネーター兼務)を増員し、各協議体において活発な意見交換が行われており、試行的なものも含めて高齢者の孤立予防等につながる取組を始めることができている。令和3年度に多世代交流スペース「はまる一む」を開設し、新規で活動を立ち上げる団体や地域活動に関する相談も増加傾向にある。また、社会福祉法人による地域公益活動については、コロナ禍で顕在化したニーズをもとに、直接的な交流が難しい中でもつながりをつくることのできる取組を実施した。</p>

3 課題

<p>各協議体においては活発な意見交換が行われているが、第1層・第2層間や第2層と地域間の連携をさらに深めていく必要があるとともに、地域とつながりのない高齢者や課題を抱えた家族を持つ高齢者への支援等、包括的な支援が求められる。こうした課題を抱えた方の社会参加の場を担う地域活動団体の活動についても、中長期的な視点に立った支援が必要である。また、コロナ禍を経て、人との接触を避ける傾向が強まったことから、住民相互の助け合いによる活動をより一層充実させることが求められる。</p>
--

4 今後の方向性

<p>各協議体での情報を共有し、地域資源の把握、関係機関同士の連携等により包括的な支援の仕組みづくりを進めるとともに、地域活動への支援にも「伴走型支援」の視点を取り入れるほか、地域活動団体間や担い手間の”横のつながり”づくりを推進していく。またファミリー・サポート・センター事業では、ICTの活用による広報の強化、提供会員の拡大を目指す等、相互援助の活性化を図るとともに、アフターコロナで変容する地域課題を捉えながら、社会福祉法人が主体的に地域公益活動に参加できる仕組みづくりを進めていく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

--

中間評価シート

施策の方向性（５）	多様な住まい方の支援
目指す姿	●要支援・要介護高齢者や障害者、ひとり親家庭など住宅の確保に配慮が必要な人が安心して暮らしています
主な取組・事業	①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進②区民住宅の管理の適正化③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援④住み替え支援⑤生活困窮者の住まいの確保支援⑥グループホーム等の整備

1 事業の実施状況と成果（令和２年度～５年度）

既存の区民住宅は計画的に改修を実施し、長寿命化を図りながら、住宅に困窮している方に公平に住まいを供給している。なお、東京都パートナーシップ宣誓制度の創設に伴い、令和4年度よりパートナーシップ関係にある方を区民住宅の申込資格に加えた。高齢者の居住安定を図るため、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅等の整備や家賃減額に要する費用の一部を助成しているが、建設・整備には至っていない状況である。生活困窮者に対しては、住居確保給付金に関する相談対応・給付金の支給を行ったほか、住居を持たない者に対しては一定の期間宿泊場所の供与と食事の提供等を行っている。

また、高齢者・障害者等に対し、緊急通報システムの設置（R4年度設置数：高齢者328台、障害者12台）や日常生活の利便・安全を確保するために必要な住宅設備改善費の給付（R4年度給付件数：高齢者12件、障害者9件）等を行い、高齢者や障害者が自らの住宅で安心して住み続けることができる環境を整えた。

施設整備については、桜川敬老館等複合施設の建替えに合わせ令和3年3月に認知症高齢者グループホームを開設したほか、月島三丁目北地区の再開発に合わせ、障害者の重度化・高齢化に対応したグループホームを含む複合施設の開設に向け、準備を進めている。

2 所管課による事業の評価

老朽化が進む区民住宅については、計画的な改修を順次行っており、長寿命化を図っている。また、住宅改修費の支給および住宅設備改善給付については安定した利用実績があり、高齢者住宅設備改善アドバイザーの派遣を導入する等、より適正なサービスの給付に寄与している。住居確保給付金については、コロナ禍を踏まえた制度変更により、申請件数が大幅に増えたものの、人員体制を強化し、適切な対応をとることができた。また、認知症高齢者グループホーム等についても、再開発や既存施設の改修の機会を捉え、順調に整備している。

3 課題

土地・建物の新たな確保が困難である本区においては、サービス付き高齢者向け住宅の供給が進んでおらず、新たな施設整備についても、地域の人口動向や区民ニーズを的確に見極め、再開発等の機会を捉えた供給が必要である。また、民間賃貸住宅の需要が高く、家賃相場も高いという本区の特性上、住居確保要配慮者の転居についても、民間賃貸住宅への住み替えの際に借家人賠償保険の加入等を行う住み替え支援制度の利用につながらない等、住み替えが困難な状況がある。さらに、住居確保給付金に関する相談はコロナ禍前に比べ、依然として多い状況にあることから、今後も着実に対応していく必要がある。

4 今後の方向性

住宅設備改善給付や緊急通報システムについておとしより相談センター、ケアマネジャー、ケースワーカー等と連携しながら、サービスが必要な方に対し確実にサービス提供を行っていく。住宅の供給に関しては、中長期的な視点に立ち、再開発等の機会を捉えながら、民間活力を生かした供給を誘導していくほか、住宅に困窮する方が安心して暮らすことができるよう、住居確保給付金のさらなる周知を図るとともに、住み替え支援制度の見直しを行っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

中間評価シート

基本施策2	気づきあい支えあいつながる地域づくり
区民一人一人が互いに認めあい、地域の困りごとに気づき、関心を持ち、我が事として捉え、地域の多様な資源を活用し解決に向けて支えあう地域づくりが行われるよう、4つの視点から施策を推進していきます。	
施策の方向性（1）	地域コミュニティの活性化
目指す姿	●身近な場所で区民が気軽に集まり定期的に活動できる交流やふれあいの場が充実し、自発的な活動が活発に行われ、人と人のつながりが深まり、良好なコミュニティが醸成されています。
主な取組・事業	①さまざまな主体による活動の推進／②多世代交流の促進／③地域活動拠点の整備／④地域における防災・防犯活動の支援／⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

地域におけるつながりづくりを進めるため、「町会・自治会ネットTwitter」の運用による情報発信の強化、「すまいるコミュニティ」や交流会開催等によるマンション管理組合への支援、町会・自治会等が行う地域イベントや盆踊り大会への助成により、地域コミュニティの活性化を図ってきた。さらに、感染症対策を徹底し、コミュニティふれあい銭湯（一部期間中止）、ちょこっと相談会を継続して実施するとともに、令和2、3年度と中止が続いた大江戸まつり盆おどり大会や雪まつりを令和4年度に再開し、人と人とがつながる機会を提供している。 あわせて、町会・自治会等と、商店街やPTAといった各種団体等との連携によるイベントや、複数の商店街が参加するイベントの支援により、まちなにぎわい創出に寄与したほか、地域スポーツクラブの設立支援を行い、令和4年3月に中央区地域スポーツクラブ大江戸日本橋・京橋が設立された。 勝どきデイルームや多世代交流スペース「はまる一む」、町会・自治会の自主管理型施設であるコミュニティルームの活用により、様々な団体等の地域活動を支援しているほか、新たな地域交流の拠点となる晴海地域交流センター「はるみらい」の令和5年12月開設に向け地域住民との協議を進めた。 また、防災拠点訓練において、子ども達も楽しめる訓練等を実施することで幅広い世代の参加を促し、防災を通じたコミュニティの活性化を図るとともに、防犯設備整備費助成制度及び共同住宅等生活安全(防犯)アドバイザー派遣、高齢者への自動通話録音機の無償貸出により、地域や区民の防犯意識の向上を図った。
--

2 所管課による事業の評価

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の祭りやイベント、防災訓練等の中止が相次ぎ、区民の交流機会が減少した時期があった一方、まちなにぎわいと活気を取り戻すため、新たに町会・自治会と区内団体等との連携を促す事業を実施した。また、地域活動拠点における地域交流講座、おとなりカフェの実施等により、区民同士のつながりづくりを継続したほか、新たな地域活動拠点として、日本橋地域に拠点を開設(令和3年度)した。さらに地域のあらゆる世代が集える、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点となる晴海地域交流センター「はるみらい」の開設に向けた準備を進めることができた。

3 課題

地域のイベント等は徐々に再開しているほか、商店街のにぎわいも戻りつつあるものの、コロナ禍前の水準には戻っていないことから、引き続き、町会・自治会と商店街等との連携強化や情報発信の充実、にぎわいの創出に向けた支援を行う必要がある。あわせて、防災を通じたコミュニティの活性化を図るため、防災拠点訓練の内容の充実等も必要である。また、高齢者通いの場やスポーツ活動、地域活動等を継続して行える場が少なく、既存施設の活用等による場の拡大が求められている。新たな施設整備にあたっては、地域主体の施設運用となるよう、整備の検討段階から地域住民等の参加を促す仕組みが必要である。

4 今後の方向性

引き続き、町会・自治会を核とした地域イベントの開催支援を充実するほか、商店街同士や商店街と地域団体との連携・協力体制の構築、SNS等を利用した情報発信の支援等により、さらなるまちなにぎわいを創出し、区民に身近なコミュニティ活動の活性化を図る。あわせて、多世代が参加できる防災拠点訓練内容の充実や町会・自治会等の防犯対策への継続的な支援により、災害・犯罪に強いまちづくりを推進していく。また、新たに開設する京橋地域活動拠点の活用や、社会資源の開拓、施設改修の機会を捉えながら、様々な地域活動等の場の充実を図っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

--

施策の方向性（2）	地域の担い手や活動団体の育成・支援
目指す姿	●地域で発見した生活課題が共有され、情報・人・場所など地域の社会資源が充実し、さまざまな主体によるネットワークが構築されています。
主な取組・事業	①地域の担い手の養成／②さまざまな主体との協働の推進／③ボランティア活動の支援／④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援／⑤地域福祉コーディネーター(CSW)・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援(再掲)

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

地域活動やボランティア活動を学び、それぞれの活動につなげるため、「担い手養成塾」、「場づくり入門講座」、「ボランティア講座」の開催や、高齢者が健康づくりに取り組むためのボランティアである「さわやか体操リーダー」、「元気応援サポーター」の育成(R5年度54人※令和2年度より対象年齢引き下げ)により、地域活動の担い手の発掘・養成を着実に推進してきた。あわせて、小学生以上を対象とした夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」や福祉体験講座の実施により、ボランティア活動や地域福祉について考える機会を幅広く提供している。 NPOやボランティア団体等の社会貢献活動団体と区が力を合わせて公共的な課題解決へ取り組む協働事業として「地域コミュニティPTA(ピタ)ット！事業”ランPAT2.0”」や「部活動活性化事業」、「一緒に体を動かそう～障害児・障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室事業～」を実施し、地域のニーズを捉えた行政サービスを提供できた。また、「協働ステーション中央」において社会貢献活動団体間の協働を推進しているほか、区内に拠点を置く企業と中央区社会福祉協議会とで構成する社会貢献企業連絡会「中央ぶらねっと」において、企業を主体とした地域貢献活動の企画・実施に取り組んでいる。また、ふるさと中央区応援寄附では、ふるさと納税ポータルサイトでの受付開始(令和4年7月)や、支援金交付団体の着実な増加(R2年度15団体→R4年度22団体)により、地域貢献活動団体への支援を充実している。

2 所管課による事業の評価

「担い手養成塾」、「場づくり入門講座」、「ボランティア講座」の修了生は着実に増加しており、地域活動、ボランティア活動の担い手の養成を進めることができている。社会貢献活動団体との協働においては、令和4年度に協働ステーション中央のホームページを開設し、認知度の向上を図り、利用登録団体の増加につながっている(登録団体数R2年度199団体→R4年度224団体)ほか、支援金交付団体の増加やふるさと納税ポータルサイトの活用により広く寄附を受け付ける体制の整備ができた。
--

3 課題

各種講座の修了生が実際に地域の担い手として活動に至るまでのフォローアップが必要となっている。さわやか体操リーダー・元気応援サポーターは、高齢化等に伴い登録を辞退する方も増えている。 区民等が地域活動に参加できる環境づくりを整えるとともに、地域貢献活動団体への活動支援を行い、地域における課題解決力を高めていく必要がある。また、団体から協働事業提案の相談があった(R3年度2件、R4年度3件)ものの、いずれも採択には至らなかった。

4 今後の方向性

各種講座修了生同士の相互交流を図る場を設ける等、修了生のモチベーション維持を図りながら、実際に活動に至るまでのフォローアップを行い、地域活動の広がりを促進するとともに、ボランティア活動希望者の状況にあわせたコーディネートにより、活動の活性化を図っていく。また、協働ステーション中央のホームページを活用して、区民や団体向けの情報発信をするとともに、庁内各課のニーズにあわせ、業務に関連した社会貢献活動団体の情報を提供する等、協働提案事業採択の可能性を高めていく。
--

5 推進委員会による評価・意見等

--

中間評価シート

施策の方向性（3）	重層的見守りネットワークの充実
目指す姿	●さまざまな主体による見守り活動が展開され、課題を抱える人や家庭を早期に発見し、適切な支援につなげています。

主な取組・事業	①民生・児童委員の活動支援／②青少年の健全育成支援、家庭教育支援／③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進／④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大／⑤民間事業者等による見守り体制の推進／⑥地域の支援者のネットワーク化
---------	--

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

地域住民の見守りや身近な相談相手を担う民生・児童委員の活動を支援するため、民生・児童委員協議会、相談支援機関との連絡会等の開催や、活動マニュアルの作成、施設見学会等を行っている。また、地域における青少年健全育成のための自主団体である青少年対策地区委員会に対し、運営費やバス借り上げ費の助成を行っている。PTAや地域団体等と連携して開催している家庭教育学習会では、オンライン開催や内容の工夫等により、地域との関係が希薄化し子育てに不安や負担を感じている保護者の参加も促している。

さらに、町会・自治会・マンション管理組合等を単位とし、見守りを希望する高齢者への声掛け等を行う「地域見守り活動団体」に対する活動費支援や団体同士の交流会の開催、近隣住民が支えあい助け合う小地域福祉活動「ふれあい福祉委員会」の立ち上げ相談や助成を行ったほか、宅配事業者等の民間事業者が通常業務を行う中で高齢者の見守り活動を行う協定を締結し、様々な主体による見守り体制の強化を図っている。

あわせて、身近な人の困りごとに早期に気付き、必要な支援へとつなぐ「ささえあいサポーター」、認知症に対する正しい知識を持ち、できる範囲で認知症の方を応援する「認知症サポーター」の養成や、認知症カフェの立ち上げ、運営の支援を行うとともに、生活支援コーディネーターのもと地域支えあいづくり協議体(区全域)、支えあいのまちづくり協議体(各地域)において、地域活動の担い手のネットワーク化に向けた取組について意見交換会を行い、高齢者の孤立防止やつながりづくりに関する取り組みが始まっている。

2 所管課による事業の評価

令和4年度の民生・児童委員一斉改選に向け担い手の確保に努めたものの、改選前に比べ欠員地区が増え(令和5年4月現在23地区欠員)、委員の負担軽減につなげることができなかった。一方、高齢者の地域見守り活動団体(R2年度26団体→R4年度27団体)や高齢者の見守り活動に関する協定締結事業者(R2年度21事業者→R4年度26事業者)、ささえあいサポーター、認知症サポーター(延べ人数R2年度16,756人→R4年度19,094人)は増加しており、地域における見守り体制の強化につながっている。

3 課題

民生・児童委員や高齢者の地域見守り活動団体(あんしん協力員)の高齢化が進んでおり、担い手の確保や見守り方法の工夫が必要となっている。また、地域の実情に精通した方の減少により民生・児童委員候補者の選出が難しくなっていることや、晴海地区の人口増加に伴い民生・児童委員の定数が増えたことで、欠員地区は増加している。さらに、区民の抱える課題が多様化していることもあり、民生・児童委員の負担は増している。地域の見守りの担い手である、ささえあいサポーターへのフォローアップや、ふれあい福祉委員会の活動継続への支援が必要である。

4 今後の方向性

民生・児童委員の欠員補充に向け、町会・自治会や大規模マンションの自治会への働きかけを行うほか、各相談支援機関との連絡会の開催や研修等の実施により、負担軽減策を検討していく。ささえあいサポーター養成に向けては、幅広い世代の方が参加しやすいよう講座の実施方法を検討するほか、サポーター同士や地域福祉コーディネーターとの交流を促していく。あわせて、様々な見守りの主体の周知を図り、活動の継続を推進し、引き続き、見守り体制の強化を図っていく。

5 推進委員会による評価・意見等

--

施策の方向性（4）	心のバリアフリーの推進
目指す姿	●あらゆる人が地域社会の中で互いに相手の立場や状況を理解し、お互いの違いや個性を認めあう地域社会が構築されています。

主な取組・事業	①福祉教育の推進／②障害者等の参加・交流機会の充実／③多様性を認めあうまちづくりの推進／④多文化共生の意識醸成／⑤男女共同参画の推進
---------	--

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

子どもの頃からの障害理解を深めるため、区立小・中学校における「中央区障害者サポートマニュアル」の配布や障害者スポーツ・生活体験等の福祉教育を推進するとともに、中学生が障害者の介助等を体験する区立中学校職場体験学習、福祉センター利用者と区立保育園児による花壇ボランティア、「おたよりでつなぐ”まごころ”プロジェクト」の実施等により、子どもたちが障害者と接する機会を提供している。毎年開催している「健康福祉まつり」(R2年度中止、R3年度規模縮小)は、障害のある方もない方も含め、地域の方々が相互の理解と親睦を深める交流の場となっている。あわせて、障害者差別解消に向けた啓発として、「障害者差別解消法リーフレット」の配布、職員向け福祉体験研修や障害者差別解消法対応研修の実施、発達障害に関する講演会や地域活動支援センター「ポケット中央」障害者週間公開講座を開催し、障害理解の促進を図っている。

多文化共生の意識醸成に向けては、小・中学校において外国語指導助手を活用し、英語に触れる教育活動を実施しているほか、外国人と日本人との交流を図る「国際交流のつどい」を令和4年度に3年ぶりに再開することができた。オーストラリアのサザランド市で実施する海外体験学習については、令和2年度以降中止が続いている。

また、「女性センター」の名称を男女の平等及び共同参画を推進する拠点としての位置付けを明確にするため「男女平等センター」へと改めるとともに、男女共同参画講座の実施や広報誌の発行等により、男女平等に関する区民への理解を深めている。

2 所管課による事業の評価

新型コロナウイルス感染症の影響により、障害者と子どもや地域の人々との交流による相互理解の機会や外国人と日本人の文化を通じた交流の機会が十分持てなかった。一方で、令和3、4年度に実施した「おたよりでつなぐ”まごころ”プロジェクト」では、福祉センターと保育園児の交流ができたほか、障害等の理解促進に向けた講座や男女共同参画講座では、オンライン配信の導入・継続実施により、意識啓発を図ることができた。

3 課題

福祉施設での対面交流や職場体験、海外体験学習等は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、コロナ禍前と同様の事業実施が困難な状況が続いており、関係機関との連携や実施方法の工夫等により、交流できる方法を検討する必要がある。また、障害者理解のための啓発講座や障害者スポーツ体験会は、参加者が伸び悩んでおり、参加者の顔ぶれも固定化していることから、より効果的な内容を検討する必要がある。あわせて、男女共同参画講座や国際交流イベントについても、内容の充実や効果的な情報発信方法等の検討が必要となっている。

4 今後の方向性

各種講座等では関係機関等と連携し機会を捉えた周知、効果的な企画やテーマ設定を行うとともに、障害者スポーツ体験会や男女共同参画講座では、参加者やスタッフのアンケート等を参考に運営方法や企画の検討を行う。また、子どもの頃からの意識醸成に向け、福祉センターと保育園との交流活動や職場体験の再開等により障害理解を深めるほか、男女の平等性、多様性を認める教育も推進していく。中止が続いている海外体験学習については、確実な実施に向けてサザランド市との連携のあり方等を検討していく。

5 推進委員会による評価・意見等

--

中間評価シート

基本施策3	地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり
地域において自立した生活を支える保健、医療、福祉サービスの充実等を図り、6つの視点から地域福祉を推進していくための基盤を強化します。	

施策の方向性（1）	地域保健医療体制の整備
目指す姿	●区民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、身近な地域で疾病の急性期、回復期、慢性期に応じた医療環境が整っています。 ●災害発生直後の医療救護体制や災害の長期化に備えた保健医療体制が整っています。

主な取組・事業	①かかりつけ医等の普及／②緊急医療体制の確保／③災害時の応急救護体制の整備／④福祉避難所の体制整備／⑤災害時要配慮者への支援
---------	--

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

区民の健康に関する身近な相談先であるかかりつけ医、かかりつけ歯科医について、マップ配布を通じた普及・啓発や医療電話相談による情報提供を行っている。緊急時については、区の休日応急診療所・歯科診療所・薬局にて休日の急病患者に対応するほか、聖路加国際病院との連携により平日準夜間の小児の緊急診療体制を確保している。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期において、中央区休日応急診療所等が中央区PCR検査センターの設置に伴い一時休止となったが、京橋休日応急診療所の診療時間延長等により対応した。 また、災害発生時の医療救護活動を迅速に行い、参集方法や応急救護体制等の強化に向けた検討を行うため、「中央区応急救護連携会議」を開催し、関係機関の連携強化を図るとともに、区内医療関係団体に加入していない医師等を医療救護所の従事スタッフとして登録し(R5年3月末日現在15名)、円滑な運営ができるよう備えている。あわせて、聖路加国際病院や医師会、歯科医師会、薬剤師会等との多職種による訓練の実施や、聖路加国際大学との緊急医療救護所の設置・運営に係る協定に基づき聖路加国際病院と合同訓練を実施している。また、災害時の要配慮者への支援として、福祉避難所(令和5年4月現在17施設)の開設・運営訓練や「災害地域たすけあい名簿」を活用した安否確認訓練を実施するとともに、聖路加国際大学から生活相談員を派遣するための協定や、運送事業者等との一般避難所から福祉避難所への移送に係る協定を締結している。さらに、令和3年5月の災害対策基本法改正を受け、避難行動要支援者の個別避難計画作成の検討を進め、令和5年度には要介護5の対象者に向け作成に関する意向調査を実施した。

2 所管課による事業の評価

令和4年度から医療救護所等の災害時医薬品の見直しに着手することができた。避難所の開設・運営訓練では、通常の訓練に加え、感染症の蔓延も想定した訓練等を実施しており、特に福祉避難所では、生活相談員の派遣を担う聖路加国際大学からの見学者を受け入れたほか、敬老館利用者(令和4年度)や福祉センター通所者(令和5年度)に避難者役として参加してもらう等、より実践的な訓練を実施できた。介護サービス事業所の安否確認訓練については、事業所の防災意識の高まりから参加事業所数が増加している。
--

3 課題

災害時の医療救護活動がスムーズに進むよう、医療救護活動拠点を中心とした関係機関との連携、医療救護所等における医薬品、医療器材の備蓄、医療救護活動従事者が支障なく活動できる取組等を十分に検討していく必要がある。福祉避難所の開設・運営については、すべての職員が避難所の機能や役割を熟知し、災害時の状況に応じて柔軟な対応が求められるほか、福祉センターでは区内唯一の障害者向け福祉避難所となることから、障害特性を踏まえた環境整備も求められる。引き続き、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めるとともに、「災害時地域たすけあい名簿」の活用促進を図っていく必要がある。
--

4 今後の方向性

応急救護連携会議において、医療救護活動拠点を中心とした医療に関する情報収集・伝達、災害薬事センターの機能を活用した医薬品の配備、緊急医療救護所における連携等について引き続き検討するとともに、聖路加国際病院や医師会等との各救護所設置・運営訓練を継続的に実施し災害時に円滑な医療救護活動が行えるよう備える。また、「災害時地域たすけあい名簿」については、マンション管理組合等での活用促進を図るため説明会やフォローアップを実施するとともに、個別避難計画については、全対象者への作成勧奨を推進していく。
--

5 推進委員会による評価・意見等

--

施策の方向性（2）	健康危機管理対策の推進
目指す姿	●正しい知識の普及により、区民一人一人が感染症の流行状況に応じた予防や対応をしています。 ●区民や多くの来街者が理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を安全・安心かつ快適に利用しています。

主な取組・事業	①感染症対策の推進／②衛生的な環境の確保／③食生活の安全確保／④医事・薬事の安全確保
---------	--

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和2年2月に電話相談窓口「中央区保健所コールセンター」、5月に「PCR検査センター」、令和4年1月に「中央区自宅療養者サポートセンター」を設置したほか、感染者の急増に対応するため、同年3月に一部感染者に対してショートメッセージを利用した疫学調査を導入した。その後は、検査数の減少等に伴い、令和5年3月に「PCR検査センター」を閉鎖し、保健所において検査キットの配布を行う等、感染状況に対応した体制を確保している。また、令和3年5月から新型コロナウイルスワクチン接種を開始し、医療機関や医師会と連携しながら、集団・個別両方の接種体制を構築し、接種を円滑に進めるとともに、令和4年以降は、複数回にわたる追加接種、小児・乳幼児向けの接種、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始した。 乳幼児向けの予防接種については、専用アプリを活用による接種スケジュールの自動作成や接種時期の通知配信等により、保護者の負担軽減を図ることができている。HPVワクチンは、令和4年より積極的勧奨を再開し、対象者に勧奨を行うとともに、勧奨の差控えにより接種の機会を逃した方の接種機会を確保した。 国のレジオネラ症対策に係る公衆浴場における衛生等管理要領の改正と新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和3年に区旅館業法施行条例、区公衆浴場法施行条例を改正し、環境衛生の水準向上を図ったほか、食品衛生監視指導計画に基づく食品関連施設の監視指導や、区内医療機関や薬局等への監視指導を実施している。

2 所管課による事業の評価

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、区内医療機関や医師会等と連携しながら、感染状況に応じた体制の確保ができた。東京2020大会時においても、東京都や組織委員会と連携しながら選手村に滞在したアスリート等の感染症対応を行った。また、「ちゅうおう子育てナビアプリ」の活用や医師会の協力等により、小児定期予防接種率は概ね90%台を維持できている。各施設の衛生監視については、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な立ち入り検査等ができなかった部分もあるが、対面によらない方法も活用しながら適切な指導に努めた。
--

3 課題

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後における感染症対策の体制づくりを検討する必要がある。また、各施設における監視指導について、本区は食品関連事業者の本社が多く、食品の表示相談等の業務が増加傾向にあるほか、宿泊客も増加傾向にあることから、旅館業施設に係る申請・苦情・相談等の増加も見込まれる。また、ねずみ防除に係る経費の一部を補助する事業は、令和5年度で終了するため、今後の事業のあり方を検討する必要がある。

4 今後の方向性

感染症全般に対する対応を定めた「予防計画」(令和6年4月施行)に基づく感染症対策の推進や、都や消防庁、医療関係者を含めた連絡協議会への参加により、平時から感染症発生時の体制等について対策を図るとともに、引き続き、区内医師会や医療機関との連携体制を整えていく。食品表示法への対応は各機関と緊密に連携しながら相談に応じるほか、宿泊客の増加等に対しては旅館業施設への立ち入り検査の強化による法令順守の徹底、監視指導の計画的な実施による環境衛生水準の維持確保を図っていく。
--

5 推進委員会による評価・意見等

--

中間評価シート

施策の方向性（3）	福祉サービスの質の向上・人材確保
目指す姿	●区民が必要ときに質の高い支援や福祉サービスを選択し、利用しています。
主な取組・事業	①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化／②第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上／③福祉サービス苦情相談窓口の設置／④福祉専門職等人材の確保

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

<p>良質な福祉サービスを提供するため、社会福祉法人(中央区社会福祉協議会、トリーケアネット、道輝会、ひかりの子)、障害福祉サービス・介護サービス事業所、全認可・認証保育園に対し、感染症対策を講じながら実地指導検査を実施している。介護保険サービス事業所への実地指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により訪問指導ができなかったことや、専門員の人員不足により体制が整わず、指導実績が落ち込んだ。福祉サービス第三者評価の受審勸奨を目的とした費用助成では、保育園の助成実績は年々増加している(R2年度29件→R4年度は36件)ほか、高齢者施設も毎年全6施設で評価を受審できている一方で、介護サービス事業所(R2年度5件→R4年度6件)、障害福祉サービス事業所(R2年度4件→R4年度3件)は、横ばいで推移している。区施設の指定管理者評価は、毎年12法人・17施設で実施しており、評価結果を指定管理者にフィードバックすることで区民サービスの向上を図っている。さらに、福祉サービス苦情相談窓口の相談時間を令和3年度から見直し、利便性向上を図っている。</p> <p>福祉専門職人材の確保については、介護人材確保支援事業、介護職合同就職相談・面接会を通じて、介護人材の雇用が進み令和2～4年度で計43人が区内サービス事業所に就職している。また、保育士人材の確保では、キャリアアップ補助制度、社宅制度(宿舍借上支援事業)の利用件数は増加しており、さらなる保育士人材確保を目的に令和5年度より社宅制度の利用対象者の雇用年数の制限を撤廃した。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>社会福祉法人、福祉サービス事業所への実地指導検査は、介護サービス事業で一部書面での指導となったものの、順調に実施できており、保育園では指導検査に加えて全園への巡回支援も実施する等、サービスの質の向上が図られている。利用者のより良いサービス選択につながる第三者評価は、保育園、高齢者施設、日中活動系サービス系事業所で順調に受審している。福祉専門職人材では、保育園のほぼ全園でキャリアアップ補助、社宅制度が利用されているほか、介護人材の雇用は着実に進んでおり、一定の成果が上がっている。</p>
--

3 課題

<p>保育園では、新規開設により施設数が増加しており、実地指導検査方法等の工夫や指導検査職員のスキル向上が求められるほか、介護サービス事業所ではコロナ禍により書面での検査・指導を行っていたが、対面に比べて情報が不足する面もあることから、指導方法を含めた指導体制の検討が必要である。また、区民サービスのより一層の向上につながるよう第三者評価の積極的な受審勸奨、宿舍借上支援事業の終了に伴う新たな介護人材確保支援策の検討が必要である。</p>

4 今後の方向性

<p>職員の勉強会等も含め、社会福祉法人、福祉サービス事業所の指導検査員のスキル向上に努めるとともに、感染症拡大リスクの軽減に資する指導体制の見直しを検討する。あわせて、第三者評価受審のメリットや効果、助成制度の周知に努め、事業所の受審を促していく。また、保育士の人材確保に向け、他区の施策を注視しながら効果の高い制度となるよう見直しを図るほか、介護人材の確保・支援に向けては、就職後だけでなく離職後のフォローアップも行い、さらなる人材の確保・定着に向けた支援を行っていく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

--

施策の方向性（4）	生活困窮者等の自立支援
目指す姿	●さまざまな課題を抱える生活困窮者等が制度の狭間に陥ることなく、その尊厳が守られ、真に安定した生活のための「社会生活の自立」や「経済的自立」に向けた支援を受けています。 ●子どもたちの現在および将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、必要な支援や環境整備および教育の機会均等が図られ、子ども一人一人が夢や希望を持って成長しています。
主な取組・事業	①暮らしと仕事の自立支援／②ひとり親家庭の自立支援／③子ども・若者の学習支援／④ひきこもり支援

1 事業の実施状況と成果(令和2年度～5年度)

<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者の相談・支援件数が急増(支援プラン作成件数R元年度98件→R2年度723件)したため、人員体制の強化により対応し、令和2年度は感染症対策及び早期対応の観点から支援調整会議を簡略しながら支援プランの協議、モニタリング等を行った。</p> <p>また、ひとり親家庭に対しては、生活支援課、子ども家庭支援センター等の関係部署と連携しながら支援を展開し、令和2年度にオンライン相談の開設、令和3年度に母子・父子自立支援員兼家庭・婦人相談員を1名増員し、令和5年度にはDV被害者等同行支援事業業務委託を導入する等、体制の拡充を図っている。</p> <p>令和3年度から生活困窮家庭とひとり親家庭を対象とした子どもの学習・生活支援事業を一体的に実施するとともに、高校生世代の学習の場を新設し、小学生から高校生まで切れ目のない支援体制を構築している。加えて、受験生チャレンジ支援貸付事業の貸付件数は、令和4年度の収入要件の緩和により増加(R2年度49件→R4年度80件)している。</p> <p>また、ひきこもり支援会議にて各課や関係機関で把握しているケースの状況、課題等の共有や支援の方向性を協議するほか、地域福祉コーディネーターのアウトリーチによる支援もあわせて実施する等、包括的な支援体制づくりを進めている。不登校児童・生徒に対しては、一人一人のニーズにあわせ、適応教室への通室、メンタルサポーターの派遣等により、学校復帰につなげている。</p>
--

2 所管課による事業の評価

<p>生活困窮に関する相談・支援については、件数の急増があったものの、人員体制の強化、支援調整会議等の活用により対応しており、ひとり親や女性相談についても、オンライン相談の導入や相談体制の拡充を図ることで、適切な支援へとつなげている。また、子どもの学習・生活支援については、小学生から高校生までの切れ目のない支援を行うとともに、定員及び教室数の拡充を段階的に進めている。ひきこもりの方への支援では、支援会議の開催により、関係機関の連携体制の構築が進んでいる。</p>

3 課題

<p>自立相談支援事業では、対象者の課題の複雑化・複合化に対応するため、相談体制の強化と支援機関とのさらなる連携が必要となっている。また、子どもの学習・生活支援事業は、地域による需要の偏りに対応する必要がある。本区は集合住宅が多く、ひきこもり状態にある方が潜在化しやすいため、早期発見に向けた地域の見守りネットワークの構築、関係機関との連携による包括的な支援体制の構築を進めていく必要がある。</p>
--

4 今後の方向性

<p>自立相談支援機関の機能を拡充し、制度の狭間に陥らないよう包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、施設改修等の機会を捉えた相談室の確保等、相談しやすい環境づくりを進める。また、需要に応じて子どもの学習・生活支援事業の定員、会場のさらなる拡充を図り、利用を希望する家庭への支援を行っていく。ひきこもりの方の支援に向けては、民生・児童委員、介護サービス事業者等への調査による実態把握を行い、支援会議の活用等、関係機関との連携強化による包括的な支援を行うとともに、社会資源の活用による居場所づくりを進め、地域とのつながりを意識した支援を行っていく。</p>

5 推進委員会による評価・意見等

--

中間評価シート

施策の方向性（5）	権利擁護の推進
目指す姿	●虐待や暴力、差別や偏見のない地域社会ですべての区民の人権や財産が守られ、安心して暮らしています。
主な取組・事業	①人権尊重／②児童虐待防止／③高齢者・障害者の虐待防止／④成年後見制度の利用促進

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

配偶者等からの暴力・ハラスメント防止に関する男女共同参画講座や巡回パネル展の開催による普及啓発を図るとともに、相談者の心情に寄り沿いながら相談を受け、必要に応じて関係部署と連携しながら支援を行っている。

要保護児童等の適切な保護及び支援を図るため「要保護児童対策地域協議会」を開催し、児童等の情報共有やケース検討、児童虐待への理解を深めている。子ども家庭支援センターや児童館等、身近な場所で相談できる環境を整備するとともに、同センター等の関係機関と保健師、母子保健コーディネーター（助産師）が連携し、妊産婦・乳幼児の情報共有等を行う子育て応援ネットワークを構築し、妊娠・出産から乳幼児期までの母子の実態把握と切れ目のない支援を行っている。虐待や不登校、いじめ等の課題を抱えた児童・生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、個別に対応している。高齢者・障害者の虐待については、相談窓口の周知や、区民・介護事業者への「虐待防止パンフレット」の配布、実地指導を通して、虐待の早期発見・早期対応につなげる取組を進めた。

成年後見制度については、権利擁護が必要な方を適切な支援につなげることができるよう、令和3年4月に中央区社会福祉協議会を「中核機関」と位置づけ制度の利用促進を図っているほか、成年後見制度利用促進計画(令和2年度策定)の改定に向けた方針の検討や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、港区と連携した社会貢献型後見人の養成等を行っている。

2 所管課による事業の評価

新生児訪問指導等の実施により妊娠時から生後4カ月までの母子状況把握率は100%を維持できており、令和5年度から開始した「出産・子育て応援事業」により定期的な家庭状況の把握を行い、継続的支援につながっている。また令和5年度にスクールソーシャルワーカーを1名増員し、小学校への巡回派遣も開始した。児童虐待対応の体制強化に向け、令和3年度に開設した東京都児童相談センターのサテライトオフィスを活用しているほか、令和4年度に警視庁と協定を締結するとともに区内4警察署と覚書を取り交わし、虐待事案の情報共有を図っている。

3 課題

配偶者等からの暴力被害者に対して、切れ目のない支援を行うとともに、より円滑で迅速な対応が求められている。

児童数や子育て家庭が増加する中、被虐待相談は増加傾向にあるとともに、ヤングケアラーや宗教2世・3世を含む要保護児童等への適切な支援は今後ますます求められる。また児童・生徒が抱える課題も複雑化・多様化しており、一人一人に合わせた対応が必要となっている。高齢者や障害者の虐待防止に向けて、通報窓口のさらなる周知を図るとともに、高齢者人口の増加に伴い判断能力が不十分な高齢者・障害者等の増加が見込まれるため、成年後見制度の効果的な周知や普及啓発を図る必要がある。

4 今後の方向性

男女共同参画行動計画2023に基づき、令和7年度を目途に配偶者暴力相談支援センター機能の整備を目指す。子ども家庭支援センターの中央区保健所等複合施設への移転を契機に、子どもに関連した各機関のより一層の連携強化を図り、引き続き、妊娠期からの切れ目のない伴走支援や要保護児童等への適切な支援を行っていく。

高齢者・障害者虐待に関する通報・相談窓口を広く周知していくほか、成年後見制度の利用促進については、地域関係者と連携して制度のニーズを把握するとともに、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の活性化を図り、引き続き、地域関係者の顔の見える関係づくりを進めていく。

5 推進委員会による評価・意見等

--

施策の方向性（6）	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
目指す姿	●安全・安心で快適な暮らしを実感でき、気軽に外出し社会参加できる環境が整っています。
主な取組・事業	①情報バリアフリーの強化／②人にやさしい空間づくり／③子どもを守る安全なまちづくり

1 事業の実施状況と成果（令和2年度～5年度）

令和3年度から4年度にかけて区ホームページをリニューアルし、ユニバーサルデザインフォントの導入や外国人向けの「やさしい日本語」を活用したページを新たに作成する等、情報発信の強化を図っている。あわせて、希望する高齢者・障害者に広報紙を無料で個別配送しているほか、広報紙の記事を抜粋しCDに録音した「声の広報」と点字版にした「点字広報」を発行し、わかりやすい情報提供に努めている。

区役所には手話通訳者（毎週金曜日）や英語の通訳・翻訳者（毎週月・木曜日）を配置するとともに、令和3年度からはタブレット端末を活用したテレビ電話通訳や音声機械通訳を開始し、外国人の窓口対応を強化している。

区内のバリアフリーに関する情報を集約する区民参加型バリアフリーマップについては区内全域の作成を終え、マップ更新のためのボランティアを育成する講習会等を開催しながら、順次更新を進めている。また、公共施設等の建築物、公共交通機関、歩道（バリアフリー化率R2年度61.3%→R4年度62.6%）、公衆便所（バリアフリートイレR2年度69箇所→R4年度74箇所）等のバリアフリー化を着実に推進している。

子どもが安心して過ごせるよう、通学路の安全対策として、こども110番、防犯ブザーの配布、安全パトロールや防犯カメラの設置等を実施している、遊び場として、警察署や青少年対策地区委員会、PTA等の協力を得て区内道路や校庭開放を行っている。

2 所管課による事業の評価

区ホームページを誰もが見やすく、分かりやすいページにリニューアルするとともに、広報紙の個別無料配送を拡充する等、必要とする方に対して確実に情報提供している。窓口対応では、外国語通訳タブレット端末導入によるサービス拡充を図っており、タブレットでは対応が難しいケースには通訳者と連携する等、適切に案内している。また、公共的施設のバリアフリー化等における基本的な考え方、具体的な整備方針等を定める「中央区福祉のまちづくり実施方針」を改定し、歩道や公衆便所等のバリアフリー化についても計画的に整備を進めている。

3 課題

リニューアルしたホームページの効果検証やバリアフリーマップの更新等、情報アクセシビリティの強化を図っていく必要がある。あわせて、令和5年4月に制定した「障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」に基づき、さらなる施策の推進に取り組む必要がある。また、再開発等の道路状況の変化等に伴い道路開放の廃止が続いているほか、学校行事等との兼ね合い等により校庭開放を実施できない日もあることから、子どもが安心して過ごせる遊び場の確保が必要である。

4 今後の方向性

ホームページのアクセス数分析等を通じたより効果的な情報発信のほか、バリアフリーマップのボランティア育成方法や育成したボランティアの継続的な活動の場を検討していく。障害者の意思疎通に関する条例の施行に伴い、対話支援機器の設置やタブレット端末の導入検討等、意思疎通の手段を拡充していく。また、通学路における防犯カメラの計画的な更新や校庭開放の実施方法の見直しを図りながら、引き続き、学校、地域、PTAとの連携により、通学路や遊び場の安全確保に努めていく。

5 推進委員会による評価・意見等

--